

議員提出議案第四号

杉並区議会議規則の一部を改正する規則  
右の議案を提出する。

平成二十年十月十日

提出者

杉並区議會議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
島田	田代	岩田	はなし	藤本	小野	田中	渡辺	富本	原口	藤原	大泉
敏光	さとし	いくま	俊郎	なおや	清人	朝子	富士雄	卓	昭人	淳一	時男

杉並区議会議長

青木

さちえ

様

杉並区議会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会議規則（昭和三十一年九月二十五日議決）の一部を次のように改正する。

第十一条中「議員が」の下に「疾病、出産その他の」を加え、「届出なければならぬ」を「届け出なければならぬ」に改める。

第二百二十五条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

新 規 則

旧 規 則

(欠席の届出)

第十一条 議員が疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻前に議長に届け出なければならぬ。

(欠席の届出)

第十一条 議員が 事故のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻前に議長に届出なければならぬ。

(議員の派遣)

第二百二十五条 法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

(議員の派遣)

第二百二十五条 法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 略

2 略